

那珂川 (県) - 3	那須郡那珂川町 健武字藤沢1528番2	10,300	449	1:1.2	住宅 W2	県道沿いに農家住宅 等が存する農村集落 地域	南東 県道	8m	水道	鳥山 15km	(都) (60, 200)
那珂川 (県) 5- 1	那須郡那珂川町 小川字上宿2564番1	19,600	1,094	1.2:1	店舗 W2	国道沿いの小売店舗 等が建ち並ぶ商業地 域	西 国道	8.8m	水道 下水	鳥山 14.1km	「都計外」

第2 林地

(1) 基準地番号	(2) 基準地の所在及び地番	(3) 基準地の10 アール当た りの価格 (円)	(4) 基準地の 地積 (㎡)	(5) 基準地の利 用の現況	(6) 基準地の周辺 の土地の利 用の現況	(7)交通接近条件			(8) 公法上の 規制	(9) 地域 の特 性
						基準地か ら搬出地 点までの 搬出方法 及び距離	搬出地 点の道 路の状 況	最寄駅及 び距離		

栃木 (林) - 1	宇都宮市 新里町丁字屋敷東1495番2 外	3,440,000	4,260	雑木林地	標高180m、農地の混在 する市郊外の平地林地地域	公道隣接	市道 3.5m	東武宇都宮	山王団地	「調区」 「地森計」	都市 近郊 林地
栃木 (林) - 2	日光市 木和田島字小松原1571番5	2,400,000	4,786	用材林地 杉 檜	標高300mの平坦地で、 住宅が散在し用材、雑木 の混在する林地地域	公道隣接	市道 3.5m	下野大沢	大沢	(都) 「地森計」	都市 近郊 林地
栃木 (林) - 3	大田原市 羽田字長者平227番66	860,000	7,229	用材林地 杉 檜	標高250mの平坦地で、 周囲に分譲地、ゴルフ場 が見られる林地地域	公道隣接	市道 7.6m	那須塩原	羽田	(都) 「地森計」	都市 近郊 林地
栃木 (林) - 4	佐野市 作原町字キヤタ久保2124番	60,000	10,928	用材林地 杉 檜	標高300~450m、南向 き傾斜約25度の杉、檜の 人工林地域	林道隣接	林道 4m	田沼	作原	「都計外」 「地森計」	林業 本場 林地
栃木 (林) - 5	小山市 大字荒井字一本木350番1	2,680,000	2,775	雑木林地	標高50mの平坦地で、周 辺に農家住宅等の見られ る雑木林地地域	公道隣接	市道 5m	小金井	荒井	「調区」 「地森計」	都市 近郊 林地
栃木 (林) - 6	栃木市 西方町真名子字前沢口2461 番	228,000	7,745	用材・雑木林 地 杉 檜	標高170m、約20度の 南~南東傾斜の用材、雑 木林が混在する地域	林道隣接	林道 2m	東武金崎	大柿宿坪	(都) 「地森計」	農村 林地
栃木 (林) - 7	那須郡那須町 大字高久乙字遅山3370番30 03	1,530,000	4,507	雑木林地	標高約640m、別荘等が 散在する南西向約5度傾 斜の林地地域	公道隣接	町道 7.5m	黒磯	横沢	(都) 「地森計」	都市 近郊 林地
栃木 (林) - 8	芳賀郡市貝町 大字刈生田字北田760番	222,000	1,745	雑木林地	標高120m、約20度の北 西向傾斜で、松が散在す る雑木林地地域	集材線	町道 4m	市塙	刈生田上	(都) 「地森計」	農村 林地
栃木 (林) - 9	日光市 滝ヶ原4022番1	68,000	12,687	用材林地 杉 檜	標高530~690m、南向 傾斜約30度の杉、檜の 人工林地域	林道隣接	林道 3.5m	東武日光	滝ヶ原	「都計外」 「地森計」 保安林	林業 本場 林地
栃木 (林) - 10	大田原市 須賀川字梨ヶ作3930番	71,000	16,076	用材林地 杉	標高300m、約20度の東 向傾斜の人工用材林地地 域	公道隣接	市道 3m	黒磯	須賀川	「都計外」 「地森計」	林業 本場 林地
栃木 (林) - 11	さくら市 鹿子畑字古屋敷80番3	286,000	3,630	用材林地 杉	標高約190m、北東傾斜 約15度の杉を中心とした 人工用材林地地域	公道隣接	市道 4m	氏家	鹿子畑	(都) 「地森計」	農村 林地
栃木 (林) - 12	栃木市 皆川城内町2391番外	337,000	5,499	用材・雑木林 地 杉 赤松	標高60~150m、斜度35 度を有する農村集落背後 の林地地域	公道隣接	道路 3m	栃木	向山	「調区」 「地森計」	農村 林地

第3 備考

表示は、基準地の単位面積当たりの価格判定の基準日（平成25年7月1日）における状況により行った。
なお、基準地の所在等の各欄の表示は、次のとおりである。

1 宅地及び宅地見込地の表示について

(1) 基準地番号

ア 市町村ごとに当該市町村名と（県）を記載し、基準地のある地域を次の番号で冠記の上、それぞれ一連番号を付した。

住宅地……………（番号なし）

宅地見込地…………… 3

商業地…………… 5

工業地…………… 9

イ 基準地番号欄に*印のある基準地は、地価公示の標準地（価格判定の基準日平成25年1月1日）と同一地点である。

- (2) 基準地の所在及び地番並びに住居表示
土地登記簿に記載された所在、地番を記載し、基準地に住居表示のある場合には「 」で併記した。また、土地区画整理事業による仮換地又は土地改良事業による一時利用地となっている場合には、原則として、従前の土地の所在及び地番を表示し、()に現在の土地の当該事業による工区名、街区番号及び符号(仮換地番号)等を併記した。なお、仮換地番号と住居表示の両方がある場合は、仮換地番号の表示を省略した。
なお、基準地が複数筆にわたる場合は「外」と、一筆の一部である場合に「内」とそれぞれ表示した。
- (3) 基準地の1平方メートル当たりの価格(表記載のとおり)
- (4) 基準地の地積
次のアからウまでに掲げるもの以外の場合は、原則として土地登記簿に登録されている地積を記載し、1平方メートル未満の端数は切り捨てた。
ア 土地の一部が借地である基準地については、当該面積を加えた地積
イ 土地区画整理事業の仮換地又は土地改良事業の一時利用地である基準地については、当該仮換地等の指定地積
ウ 基準地の一部が私道となっている場合には、その私道部分を含めた全筆の地積
- (5) 基準地の形状
基準地の間口と奥行のおおむねの比率(宅地見込地にあつては、前面道路と接する辺又は至近の道路におおむね平行する辺と、この辺から対辺までの長さの比率)を左側に間口、右側に奥行の順に表示した。
なお、形状は、台形、不整形と特に表示しない限り四角形である。
- (6) 基準地の利用の現況
ア 宅地にあつては、当該基準地にある建物の利用の現況に従い、住宅、店舗等と表示した。また、当該基準地にある建物の構造を次の略号で表示し、数字はその階層(地下階層がある場合、地上階層にはFを、地下階層にはBを付してある。)を表示している。
鉄骨鉄筋コンクリート造……………SRC
鉄筋コンクリート造……………RC
鉄骨造……………S
軽量鉄骨造……………LS
ブロック造……………B
木造……………W
イ 宅地見込地にあつては、その利用の現況に従い、田、畑等と表示した。
- (7) 基準地の周辺の土地の利用の現況(表記載のとおり)
- (8) 基準地の前面道路の状況
基準地から見た前面道路の状況を「方位」、「幅員」、「舗装の状況」、「道路の種類」及び「その他の接面道路の状況」の順に表示した。なお、道路の種類は次の区分により表示し、前面道路の状況は、「未舗装」と特に表示しない限り舗装済みである。
ア 道路法上の道路……………国道、県道、市町村道等
イ 私人が管理する道路で、いわゆる私道と称されるもの……………私道
ウ 土地区画整理事業施行地区内の道路(ア及びイを除く。)……区画街路
エ その他の道……………道路
- (9) 基準地についての水道、ガス供給施設及び下水道の整備の状況
基準地の整備状況について次の場合にのみ「水道」、「ガス」又は「下水」をそれぞれ表示した。
ア 水道……………水道法による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によって、これらの水道から給水可能な場合
イ ガス……………ガス事業法による一般ガス事業又は簡易ガス事業によりガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によってこれらのガス事業からガス供給が可能な場合
ウ 下水……………基準地が下水道法に基づく処理区域内にある場合及び公共下水道に接続し、終末処理場を有している場合
- (10) 基準地の鉄道その他の主要な交通施設との接近の状況
原則として、鉄道駅名及び基準地から鉄道駅までの道路距離を表示し、50m未満の場合は「近接」又は「接面」と表示した。
なお、同一の駅名が複数存する場合は、駅名の前に当該鉄道会社(JRを除く。)の名称を略称で冠記した。
- (11) 基準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの
次の略号により表示した。
ア 都市計画区域の区分
市街化区域……………(略号なし)
市街化調整区域……………「調区」
非線引き都市計画区域……………(都)
都市計画区域外……………「都計外」
イ 用途地域の区分
第一種低層住居専用地域……………1低専
第二種低層住居専用地域……………2低専
第一種中高層住居専用地域……………1中専
第二種中高層住居専用地域……………2中専
第一種住居地域……………1住居
第二種住居地域……………2住居
準住居地域……………準住居
近隣商業地域……………近商
商業地域……………商業
準工業地域……………準工
工業地域……………工業
工業専用地域……………工専
ウ その他法令による区分
防火地域……………防火
準防火地域……………準防

国立公園第二種特別地域……………国立公（2種）
 国立公園（普通）地域……………国立公（普通）
 県立自然公園（普通）地域……………県立公（普通）
 エ 用途地域及び都市計画区域内で用途地域の指定のない区域については、（ ）内の左側に指定建ぺい率、右側に指定容積率をそれぞれパーセントで表示した。

2 林地の表示について

(1) 基準地番号

栃木（林）と冠記した一連番号を付した。

(2) 基準地の所在及び地番（表記載のとおり）

(3) 基準地の10アール当たりの価格（表記載のとおり）

(4) 基準地の地積（1の（4）に同じ。）

(5) 基準地の利用の現況

基準地のある林地の現況と主な樹種を表示した。

(6) 基準地の周辺の土地の利用の現況（表記載のとおり）

(7) 交通接近条件

次のとおり表示した。

ア 基準地の中心部から搬出地点までの搬出方法及び距離……………搬出方法と距離を表示し、林（公）道と隣接の場合は、0 mとした。

イ 搬出地点の道路状況……………道路の種類及び幅員を表示した。

ウ 最寄駅及び距離……………（1の（10）に同じ。）

エ 最寄集落及び距離……………最寄の集落名と基準地からの道路距離を表示した。

(8) 公法上の規制

次の略号により公法上の規制を表示した。

ア 都市計画法……………（1の（11）のアに同じ。）

イ 森林法……………「地森計」（地域森林計画対象民有林）、「保安林」

ウ 自然公園法……………「県立公（3種）」（県立自然公園第三種特別地域）

(9) 地域の特性

次により地域の特性を表示した。

ア 都市近郊林地……………市街地的形態を形成している地域の近郊にある地域で、市街地の宅地化の影響を受けているもののうちの林地

イ 農村林地……………農村集落の周辺に位置するいわゆる里林地に属する地域で、一般に農業を主に林業を兼ねているもののうちの林地

ウ 林業本場林地……………林業の中心にある地域又は地方有名林業地として銘柄若しくはこれに準ずる用材を生産しているもののうちの林地

(地域振興課)